

要介護認定・要支援認定等決定通知を受けた方へ

今回の要介護認定・要支援認定の結果については、申請に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い(参照)として、職権により、主治医受診および認定調査を経ずに、現在の要介護(要支援)認定に6か月の期間を合算して、延長しています。

結果の内容については、「介護保険 要介護認定・要支援認定等決定 通知書」および介護保険被保険者証をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い

更新申請の際、「新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から面会が困難」であるとして、本人・家族が同意している場合には、国の通知(令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保険課事務連絡、令和2年4月7日付け厚生労働省老健局老人保険課事務連絡)に基づき、臨時的な取扱いとして現在の要介護度で認定期間を6か月延長するものです。

なお、ご本人の心身の状況等に合わせて適切に介護保険サービスを利用するために、次回の更新申請の際には、臨時的な取扱いによらず、主治医の受診、認定調査を経てからの要介護認定を受けることをご検討ください。

何かご不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

練馬区高齢施策担当部介護保険課介護認定第一係

03 - 5984 - 2867 (係直通)